

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

| | |
|--------------------------|---|
| 会 議 の 名 称 | 平成 25 年度第 1 回枚方市環境審議会 公害規制検討部会 |
| 開 催 日 時 | 平成 25 年 4 月 18 日（木） 10 時 00 分から 11 時 40 分まで |
| 開 催 場 所 | 枚方市市民会館 1 階 第 1 集会室 |
| 出 席 者 | 部会長： 下野委員 副部会長：石川委員 委員： 今田委員、永嶋委員、溝口委員、三田村委員 |
| 欠 席 者 | 藤尾委員 |
| 案 件 名 | 1. 枚方市公害防止条例要綱素案について 2. 部会とりまとめ案について |
| 提出された資料等の 名 称 | 資料 1 第 5 回公害規制検討部会の要点整理 資料 2 枚方市公害防止条例改正に向けての意見要約（第 1 回～第 5 回部会） 資料 3 改正市公害防止条例（その他の規定）について 資料 4 （改正）枚方市公害防止条例要綱素案～部会とりまとめ～ 資料 5 現行の市公害防止条例と改正案（部会とりまとめ案）との比較 資料 6 枚方市公害防止条例の見直しについて＜部会報告素案＞ 資料 7 部会報告素案に盛り込む意見 |
| 決 定 事 項 | ・枚方市公害防止条例要綱素案について審議した。 ・部会とりまとめ案について審議した。 |
| 会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由 | 公開 |
| 会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由 | 公表 |
| 傍 聴 者 の 数 | なし |
| 所 管 部 署 (事 務 局) | 環境保全部 環境公害課 |

審 議 内 容

<開 会>

下野部会長： それでは、定刻となりましたので、平成25年度第1回枚方市環境審議会公害規制検討部会を開催させていただきます。最初に事務局より、委員の出席状況の報告と資料の確認をお願いします。

事務局： 委員の出席状況について、ご報告いたします。本日は、6名の委員のご出席をいただいておりますので、本部会は枚方市環境審議会規則第4条第2項の規定により、成立していることをご報告いたします。

事務局： それでは、資料の確認をさせていただきます。
(資料確認及び資料1、2について説明)

下野部会長： ありがとうございます。それでは、次第に沿って進行させていただきます。
案件1「枚方市公害防止条例要綱素案について」、事務局から説明をお願いいたします。

<案件1>

事務局： (資料3、4、5について説明)

下野部会長： ありがとうございます。何かご意見等がありましたらお願いいたします。

今田委員： 資料3の1ページ「畜舎及び鶏舎の管理義務」で、畜舎は相当数減少していることにより削除するとありますが、幾つかは残っているということですか。

事務局： 減少しましたが、穂谷の畜産団地に現在もまとまって残っています。以前は鶏舎や養豚場が住宅に近接していたため、悪臭問題等がありましたが、現在は畜産団地が完全に分離されているので、そういった苦情問題はなくなりました。

今田委員： この資料の説明では、完全に分離されている状況が、一般市民にわかりません。

三田村委員： 畜舎が減少していることから規制をなくすのではなく、例えば他の規制で対応可能であるため市条例での規制が不要となったという説明を示すべきです。

事務局： 市条例制定当時は、法令等が未整備であったため、畜舎等の特定の事業活動を対象とする必要がありましたが、現在ではおおいに関しては悪臭防止法で規制し、昭和40年代に問題となった汚水・排水については水質汚濁防止法・府条例による規制で対応が可能です。これらのことから、現在では特定の事業活動を対象とした規制の必要性がないと考えます。部会報告案では、ご指摘の内容を反映します。

下野部会長： 資料3の畜舎及び鶏舎の管理義務の削除の説明に「法令が整備され」とありますが、「法令」だけの表現では公害関係法令を示すことがわかりにくいと思います。また、緊急時における一時停止についても、公害関係法令に規定があるため市条例から削除されるということですか。

事務局： そのとおりです。緊急時における一時停止については、現在では公害関係法令に規定があるため、市条例で独自に設ける必要がないということです。ご指摘の表現を修正します。

永嶋委員： 資料3の1ページの改正案で削除となる項目は、市が規制権限を持っている関連法令により、現在と同等の規制が出来るという理解でよろしいですか。

事務局： そのとおりです。

今田委員： 資料3の2ページ(1)予想外の公害に対する措置の「予想しない物質」とは、例えばどういうものを想定していますか。

事務局： ダイオキシンやアスベスト等、当初未規制であったものが有害物質として規制された例がありますので、市条例で直接の規定がなくても、対応ができるように考えています。

今田委員： この説明では、予想しないものが発生したという結果が出てきたら対応するように解釈できます。「予想しない」より「予想できない」という表現の方が適切だと思います。

事務局： 予想しなかったものが、科学的な知見として有害であることがわかってきて、被害が現実問題になったときに、最近国や府の動きが非常に速くなりましたが、市が初動で何かするための根拠となる条項として考えています。実際の条例の表現につきましては法務担当部局との協議になりますが、改正案ではご指摘のとおり修正します。

下野部会長： 現時点では想定できないものでも、問題となった時点で、国や府に先立って枚方市が対応することができるという姿勢を示しているものですね。

事務局： そのとおりです。

三田村委員： 資料3の2ページ(1)予想外の公害に対する措置の説明の「公害が発生し」という表現につきまして、人の健康や生活環境に著しい影響を及ぼす「おそれを含む」と説明がありますが、公害が発生しないと対応しないようにも解釈できます。本来は、発生あるいは発生しようとする場合も含むと思います。

事務局： 未然防止の観点も伝わるような表現に修正します。

石川副部会長： 予想外の公害に対する措置について、資料5の18ページの「必要な措置を講ずることを求めることができる」とは、どういう意味ですか。

事務局： この規定は、行政に対し、相当強い姿勢を求めるものと考えます。既定のものについてはどのような措置をとるのかを具体的に規定していますが、予想外のものについてはどういった事象か全くわからないので、発生者に対し「措置を講ずることを求めることができる」という表現としています。もし有害なものが発生した場合には早急の措置をしたいと考えていますが、必ず措置をしなくてはならないと規定すると行き過ぎの場合もあるかもしれません。条例での表現については法務担当部局と協議します。

石川副部会長： 「特別の措置を講ずる必要があると認めるとき」は、措置の必要を認めているのですよね。その場合はどうなりますか。

永嶋委員： 措置を講ずることの義務付けまで求めるものか、「講ずることができる」という規定として、講じない場合の逃げ道を与えるのか、ということだと思います。

事務局： この条項は、現在予想できていない事象が発生した場合という前提がありますの

で、義務までを規定するものではなく、積極的な姿勢を規定しているという意味の「できる」で適切と考えます。

石川副部長：わかりました。未然防止と予防原則は異なるものだと思います。未然防止とは、必然を事前に防ぐものですが、予防原則はグレーも含めて対応するものです。予想しないのかできないのか、できるがしなかったのか、あるいは枚方では無いが他ではあったのか、その辺りの想定が曖昧ですね。

事務局：行政として必要なことを行い、あるいは求めるものになりますので、総合的な事柄を決めた規定と考えます。

今田委員：資料5の1ページにある言葉の定義は、市民にも非常にわかりやすくよいと思います。公害の定義にある「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる」とは、現在問題となっているような越境汚染等は対象になりますか。

事務局：広い意味では公害に入るのかもしれませんが、法令には適用範囲があります。枚方市の条例では他市や外国までの権限がありません。国際的な協議や条約等に委ねざるを得ないかと考えます。

今田委員：この定義は、枚方市の定義ですか。

事務局：はい。ただ、環境基本法に公害の定義がありますので、同じ意味で表現を統一させていただきたいということです。

永嶋委員：公害防止とは国や府や市が規制して防止するというイメージですので、国境を越えて飛来する有害物質に対し公害防止の網が掛けられなくても、環境保全の観点からの網掛けは必要だと思います。それが公害防止条例か環境基本条例となるかは別として、市民の環境を守るという観点から、有害物質の飛来に対する注意喚起等を検討すべきと考えます。

三田村委員：河川においても、淀川上流域の規制が不十分で汚染物質が流れてきてしまうと、枚方にとって問題ですので、何らかの働きかけがあるのでしょうか。

事務局：琵琶湖・淀川水系では淀川水質汚濁防止連絡協議会があり、飲み水の保全のために情報・意見交換を行っています。

事務局：環境基本条例第4条の市の責務の第1項に、「市は環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し及び実施する責務を有する」とあります。PM2.5に関しましては、いち早く市民に対して市ホームページ及び広報を通じて観測状況のお知らせや注意喚起を行っています。公害防止条例の範囲の中でも積極的に対応し、市民の健康や環境全般に関わる問題につきましても、市としてできることを幅広く行っていきます。

下野部会長：枚方市として、情報の収集体制があると理解してよいですか。

事務局：各行政機関において審議会や研究会等の情報公開が行われており、その他あらゆる機会を捉えて、積極的に環境施策情報を入手したいと考えます。

今田委員：資料3の「公表に関する規定」は重要な規定だと思います。公表にあたっては個人情報保護法の問題もあると思いますが、どの程度のことを考えていますか。

事務局：資料4の10ページ47番に「この条例の規制又は公害関係法令等の規制に違反

している者があると認めるときは、必要に応じ、その旨を公表する」とあります。事業所の基準違反に対する改善勧告、改善命令は、行政と事業所間のものであり、一般市民には見えません。そのため、指導に対し改善が見られない場合、事業所の基準違反を公表することで、企業のイメージダウン等、今後の企業活動に多大な影響を与えることが想定されます。

今田委員： 業務停止や許認可の停止も影響が大きいものですが、現在では企業にとって、公表が最も大きなダメージではないかと思えます。

罰則については、改正や追加はありますか。

事務局： 基本的には、現行市条例と同様に、改善命令や届出等の義務の違反に対して罰則を設けます。しかし、罰則は行政措置ではないため、検察庁と協議を行うことから、改正案では内容を空白としています。公表は、検察庁と関係なく市条例で規定します。

永嶋委員： 公表はどのような方針ですか。例えば改善命令はホームページに掲載しますか。

事務局： 基本的には、改善命令が出ただけではなく、勧告や命令に従わない場合の公表を想定しています。

石川副部会長： 資料5の17ページ6章43「事故時の措置」では、どの命令が追加されたものですか。

事務局： 改正案の(1)は事故発生または発生するおそれが生じたときには、応急措置を講ずるとともに事故の復旧に努めるということで、現行市条例には記載されていませんが当然必要なことです。(2)は現行市条例の第1項が、(3)の再発防止計画は現行市条例の第2項が相当します。新たに追加となるのは(4)の規定で、(1)の応急措置を講じていないと認めるときに同項の応急措置を講ずべきことを命ずることができることを示しています。

石川副部会長： 資料5の20ページの雑則で、第65条と第66条の削除理由を教えてください。

事務局： 資料3の1ページの、「汚染された土壌の工作の中止勧告」と「緊急時における中止勧告」の削除の説明が該当します。緊急時における中止勧告は、現在では大気汚染防止法や水質汚濁防止法やダイオキシン類対策特別措置法や府条例で、一時停止命令の措置が規定されています。

下野部会長： 他に意見等ありますでしょうか。それでは、条例の要綱については、事務局提示の素案で進めていくことで、よろしく願いいたします。

それでは案件2「部会とりまとめ案について」事務局からご説明をお願いします。

<案件2>

事務局： (資料6、7について説明)

下野部会長： ありがとうございます。これまで部会で検討してきた内容や附帯意見も含めた部会報告の素案をご説明いただきました。これを審議会に報告し、検討していただいたものが、最終的な答申となります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

石川副部長：資料6の17ページの⑦有害物質の地下浸透の禁止について、「何人も」から「工場・事業場」に改めるとの説明がありますが、この説明は改正案の文章のとおり「工場又は事業場から水を排出する者は」に改めるとした方が、主体の解釈がわかりやすいと思います。

事務局：改正案の地下浸透水に関する規制では、工場・事業場で水を排出又は地下浸透水を浸透させる者は、基準を超えた地下浸透水を浸透させてはならないことを規定していますので、ご指摘のとおり表現を改めます。

今田委員：資料6の7ページ(5)①公害防止協定制度の説明で、締結相手を「現行条例対象の工場等」から、「市域において事業活動を行う工場・事業場」へ範囲を拡大することを規定していますが、この位置づけについて、資料6添付資料1のような全体の体系図等があれば、よりわかりやすくなるのではないのでしょうか。工場、事業場、指定事業所のそれぞれの違い等、いろんな言葉の定義を図示していただくと、縦の体系がイメージしやすくなります。この資料を見ただけでは、対象が誰なのか、議会や一般市民にはわかりづらいと思います。

事務局：資料6の添付資料1は二重規制の説明を主としたもので、全ての公害関係法令を網羅した表にはなっていません。規制の対象を整理した資料を、答申案に盛り込むように検討します。また、対象範囲の拡大は、例えば排水基準や、公害防止協定を、指定事業所以外も対象とすることを目的としています。

下野部長：規制の対象を整理した表や図があればわかりやすくなるというご指摘ですので、次回部会での資料の提示をお願いいたします。

次回部会で最終案を固めたいと思いますので、資料をじっくりチェックしていただき、ご意見等がありましたら早めに事務局にご連絡いただければと思います。

<まとめ>

下野部長：その他、事務局から何か連絡等がありますか。

事務局：本日の資料につきましては、前回同様机の上にそのままに置いていただけましたら、各委員専用ファイルに綴じて保管させていただきます。また、本日の会議録につきましては、前回と同様の手続で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。そして、次回第2回の部会につきましては、5月17日の午前10時から、枚方市役所別館4階の特別会議室にて開催する予定にしております。後日、文書により正式な案内をお送りさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

<閉会>

下野部長：それでは、本日の部会は終了いたします。ありがとうございました。